

## 訪問看護メモ

### 確定申告の医療控除について…

3月に入りましたが、確定申告はもうお済みになりましたか？医療費控除は1月から12月までの支払い分が対象になり、合計で10万円をこえると適用されます。訪問看護のご利用料は、介護保険の場合でも、医療保険の場合でも対象になります。また、病院やクリニックにかかった費用、処方された薬の代金などはもちろんですが、通院や入院のための交通費、歯の治療費、ガーゼなどの医療材料や医療器具の購入費、医療的なマッサージ、はり、きゅうの費用なども対象になります。寝たきりの方など、おむつ代も対象になる場合があります。通常の申告は3月15日までですが、申告を行っていない場合、さかのぼって5年まで申告することができます。毎月お預けしている訪問看護の領収書は、場所を決めて医療関係の領収書、レシートといっしょに保管して下さいね！！

### ある日のスタッフ便りより

NPOいのちホームページにてスタッフ便り随時更新しています ([www.npoinochi.org](http://www.npoinochi.org))

Yさんは、昨年御病気になり、現在ではご自宅で療養中です。生活が去年と一変し、ご病気になって初めて気づくことが多いとおっしゃいます。お仕事を一生懸命なさっていた頃、空をゆっくり見ることもしなかったそうです。ある時、お部屋の窓から見える夕空を眺めながら、しみじみとおっしゃいました。

「あの空ね、いっしょのようでさ、毎日変わるんだよ。毎日違うんだよ。太陽にこんなに癒されるなんて、おもわなかった・・・。」と。

そして処置をしているある時には、「からだってのは、すごい精巧にできてんだね。人間のからだがかんなに精巧にはたらくことをほんとにわかったら、戦争なんて、いかにバカらしいことかに気づくよね。」という言葉がYさんの口から飛び出しました。なにげない一言に、人間の本質を問われたようでドキッとします。ひとりひとりが本当に大事なことに気づいていくこと、そのことが自分のいのち、他者のいのちを慈しむことにつながっていくことを望みます。

### NPO いのちは

「いのち」に関わること、真にひとが豊かに生きるための活動を行っています。



NPO いのちは2001年から2005年まで、在宅ターミナルケアを専門とした活動を行い、生きている人の問題として、死を見つめ、真正面に対することが真にひとが豊かに生きることに、つながると考えてきました。NPO いのち訪問看護ステーションは、これまでの活動をふまえ、かけがえのないひとりの生命、人生に向き合い、大事にすること、そしてNPO いのちならではの支援に積極的に取り組んで参ります。

